

(別添2)

文書及び目視両方による調査を必要としない事前調査について

	事前調査の対象	事前調査の実施方法
1	既に前項各号に掲げる方法による調査に相当する調査が行われている解体等対象建築物等	当該解体等対象建築物等に係る当該相当する調査の結果の記録を確認する方法
2	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第四条第一項の有害物質一覧表確認証書（同条第二項の有効期間が満了する日前のものに限る。）又は同法第八条の有害物質一覧表確認証書に相当する証書（同法附則第五条第二項に規定する相当証書を含む。）の交付を受けている船舶	当該船舶に係る同法第二条第六項の有害物質一覧表を確認する方法
3	建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶（日本国内で製造されたものに限る。）の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日（第五項第四号において「着工日等」という。）が平成十八年九月一日以降である解体等対象建築物等（次号から第八号までに該当するものを除く。）	当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法
4	平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下この項において同じ。）であって、平成十九年十月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
5	平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成二十一年四月一日以降にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
6	平成十八年九月一日以降に製造工事が開始された潜水艦であって、平成二十一年四月一日以降にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの	当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
7	平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設（次号において「化学工業施設」という。）の設備であって、平成二十三年三月一日以降にその接合部分にグランドパッキンが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該グランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
8	平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、平成二十四年三月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法